

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年2月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種に関する事務
②事務の内容	春日部市(以下「本市」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請により転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥健康被害が生じた場合の給付金の支給
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	健康管理システム 1・入力機能 予防接種の接種内容の入力や管理。 2・データ照会機能 予防接種の接種内容の確認 3・データ抽出機能 予防接種の接種内容の検索、抽出
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、各業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他機関の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、又は基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。 6. 個人番号へのアクセス制御

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム	☒ 庁内連携システム
	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム
	☒ 宛名システム等	☒ 税務システム
	☒ その他 (国民健康保険(税)(資格)(給付)システム、児童手当システム等の各業務システム、中間サーバー)	

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、共通基盤(連携・統合宛名)及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (団体内統合宛名システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(25、26、153、154の項) (照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(153の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部健康課
②所属長の役職名	次長(兼)健康課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	春日部市に住所を有する健康管理業務(予防接種)の対象者
その必要性	予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	⑤その妥当性 ＜個人番号、その他識別情報(内部番号)＞ ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ＜4情報、その他住民票関係情報＞ ・予防接種対象者の居住地を把握するために保有 ＜健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)＞ ・予防接種の接種実績、接種料金等を把握するために保有
	⑥全ての記録項目
⑤保有開始日	令和3年6月14日
⑥事務担当部署	健康保険部 健康課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 既存住民基本台帳システム ）
③使用目的 ※		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成
④使用の主体	使用部署	健康保険部 健康課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。
	情報の突合	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。
⑥使用開始日		令和3年6月14日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	・システムの実運用業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	・システムの実運用業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー 埼玉支社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2	遠隔地保管	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士倉庫運輸株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託先のセキュリティ管理体制
	⑥再委託事項	集配業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	春日部市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜本市における措置＞ ・生体認証を含む二要素認証にて入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているユーザーID／パスワードによる認証が必要。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 ＜中間サーバープラネットにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 予防接種ファイル

【識別情報】

1. 個人番号、2. 宛名番号

【連絡先情報】

1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 住所、5. 電話番号、6. 世帯番号、7. 続柄、8. 世帯主氏名

【業務関係情報】

1. 接種種別、2. 接種回数、3. 接種日、4. 診察区分、5. 実施場所、6. 接種医師名、7. 製薬会社名、8. ロットNO、9. 接種量、10. 実施区分
11. 実施方法、12. 請求年月、13. 備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムを利用する職員はパスワード及び生体認証によりログインしている。 ・システム上、必要項目以外は取り込めないようになっている。 ・庁内からの住基情報等の入手にあたっては、既存住基システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ：庁内連携機能からの住基情報等の入手については、入退室管理をしている管理区域内のサーバー間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようになっている。 ：庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、接続可能なシステムをあらかじめ登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようになっている。 ：健康管理システムは利用できる職員を限定している。また、パスワード/生体認証による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ：入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ：職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ：庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、入退室管理をしている管理区域内に設置したサーバー間通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムには、予防接種事務に関係のない情報を保有しない。 ・担当外の業務についてはアクセスできないよう制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、健康管理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施している。 ・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	
その他の措置の内容	・アクセス権限の発効・失効の管理 :パスワード及び生体認証の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 :パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザーIDについては、定期的にチェックを行い、不要なユーザーIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザーIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・上記のアクセス権限の設定は定期的に点検している。 ・特定個人情報の使用の記録 :ユーザーIDとともに、健康管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷等)のアクセス記録をログとして保管している。 ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 :外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 :特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。 ・画面コピーを取得する際には、個人番号をマスキングしている。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を行うことができる。 ・再委託は原則として禁止する。 ・業務上知り得た情報の守秘義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行う。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他者への特定個人情報の提供は原則として認めないことを契約書上明記する。なお、再委託を行う場合は、再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。また、定期的に特定個人情報の取り扱いについて書面にて報告させ、必要に応じ、本市職員が現地調査することも可能とする。 : 委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 : 委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。 : 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させ、確認を行っている。 : 必要に応じて本市職員が現地調査・確認を行えることとしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<健康管理システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康管理システムで担保している。 <本市の運用における措置> ・健康管理システムで記録している操作ログは、必要に応じてリストを出力し、確認する。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を行っている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

◆入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

＜健康管理システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバーと健康管理システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。

・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

◆不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

＜健康管理システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバーと健康管理システム間は、管理区域内に設置したサーバー間通信に限定しており、他の経路で提供できない。

・健康管理システムは、パスワード及び生体認証に認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。

・健康管理システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

＜本市の運用における措置＞

・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、所属長への確認を行った上で、実施している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

＜健康管理システムのソフトウェアにおける措置＞

・健康管理システムの副本登録は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

◆その他の措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退出管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ＜本市における措置＞ ・庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆるセキュリティパッチ）を適用している。 ・定期的にバックアップファイルを取得して、外部記録媒体に記録している。 ・管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしている。 ・業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置
:職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置
:紙媒体の廃棄時には手順書等に基づき、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> 新規入庁者を対象に行われる研修等で、個人情報保護制度の概要について、周知徹底している。また、毎月、全職員を対象にセキュリティチェックテストを実施している。これにより、セキュリティ意識の啓発及びその理解の程度を確認し、各職員のセキュリティ意識の向上及び自己研鑽に繋がっている。 ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修等を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 自己情報開示請求書等に必要事項を記入の上、市政情報課に提出する。本人であることを証明するための書類（運転免許証、パスポート等）の提示が必要。 郵送での請求も可能。 ※春日部市ホームページ上に、請求方法、開示方法、開示請求書の様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111
②対応方法	重要案件の問合せについて、対応記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	I-2 システム1-③ 他のシステムとの接続	その他(共通基盤(連携・統合宛名))	その他(団体内統合宛名システム)	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	I-2 システム2-① システムの名称	共通基盤(連携・統合宛名)	団体内統合宛名システム	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	I-2 システム2-② システムの機能		6を新規追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	I-2 システム2-③ 他のシステムとの接続		庁内連携システム、宛名システム等を追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	I-2 システム3-③ 他のシステムとの接続	その他(共通基盤(連携・統合宛名))	その他(団体内統合宛名システム)	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	II-2-⑥ 事務担当部署	健康保険部 健康課健康づくり担当、予防担当	健康保険部 健康課	事後	見直しによる変更
令和3年5月28日	II-4委託事項1 名称	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	II-4委託事項1-① 委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムのオペレーション業務及びシステムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	II-4委託事項1-② 委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	II-4委託事項1-③ 委託先名	株式会社 日立システムズ	株式会社ジーシーシー 埼玉支社	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	II-6 保管場所	生体認証にて	生体認証を含む二要素認証にて	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	II-6 保管場所		届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管を義務付けているを追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	III-2 リスクに対する措置の内容	パスワード/生体認証を実施している	パスワード及び生体認証によりログインしている	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	III-2 リスクに対する措置の内容	住民からの申請情報の入手にあたっては、春日部市本人確認等事務取扱規則(以下「規則」という。)に従い、本人確認を実施している。	削除	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	III-2 特定個人情報の入手(情報提	パスワード/生体認証	パスワード及び生体認証	事前	システム入れ替えのため変更

令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理の具体的な管理方法	・システムへのアクセスにおいて、パスワード/生体認証による認証を実施しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワード/生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・パスワード/生体認証を複数人で共有することを禁止している。	・システムを利用する職員を特定し、健康管理システムへのアクセスにおいて、パスワード及び生体認証による認証を実施している。 ・パスワード及び生体認証を複数人で共有することを禁止している。 ・パスワード及び生体認証の利用者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容 ・アクセス権限の発効・失効の管理	パスワード/生体認証	パスワード及び生体認証	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	パスワード/生体認証	パスワード及び生体認証	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容 ・アクセス権限の管理	パスワードについては、定期的にチェックを行い、不要なパスワードが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、パスワードに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	ユーザーIDについては、定期的にチェックを行い、不要なユーザーIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザーIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	パスワード	ユーザーID	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用における	特定のアクセス権限を持ったユーザーのみが	削除	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク		画面コピーを取得する際には、個人番号をマスキングしているを追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置	また、必要があれば特定個人情報の取り扱いについて書面にて報告させ、本市職員が現地調査することも可能とする。	また、定期的に特定個人情報の取り扱いについて書面にて報告させ、必要に応じ、本市職員が現地調査することも可能とする。	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-6 リスク2 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ◆不適切な方法で提供されるリスクに対する措置	パスワード/生体認証	パスワード及び生体認証	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆物理的対策	特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、入退室管理を行っている。	特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。	事前	システム入れ替えのため変更

令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆物理的対策	特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置等を講じている。	特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆物理的対策		中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆技術的対策	庁舎間の通信には	庁舎間及びサーバー設置場所との通信には	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆技術的対策		管理区域にある許可された端末以外の業務端末からのデータ持出を不可能にしているの追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆技術的対策		業務端末への外部媒体の接続は、許可された媒体に限定して可能としているの追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容 ◆技術的対策		中間サーバー・プラットフォームにおける措置の追加	事前	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	I -1 ②事務の内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	I -2 システム		システム4を追加	事後	システム入れ替えのため変更
令和3年5月28日	I -4		3.番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS))を追加	事後	事務の追加のため変更
令和3年5月28日	II -3 ②入手方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	II -3 ⑤使用方法		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	II -3 ⑤使用方法 情報の突合		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	II -4 委託事項		委託事項3を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	II -5 提供先		提供先2を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	II -6		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	II -7		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	別添1		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更

令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク1 リスクに対する措置の内容		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-4 その他の措置の内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-5 その他の措置の内容		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。)		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-7 その他の措置の内容		ワクチン接種記録システムにおける追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和3年5月28日	Ⅲ-10		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置を追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	I の1①事務の名称	新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種に関する事務	新型インフルエンザ等特別対策措置法「等」による予防接種に関する事務	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	I の1②事務の内容		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	I の2①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)を追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	I の2②システムの機能		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	I の4法令上の根拠	・番号法第19条第15号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事務の追加のための変更

令和4年3月25日	Ⅱ 3②入手方法		その他(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)を追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅱ 3⑤使用方法	1 転出先市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 2 転出先他市町村 3 転出先市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う	1 転出先市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 2 他市町村 3 削除 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅱ 4委託事項3		ワクチン接種記録システム(VRS)、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を用いた特定個人情報ファイルの管理等を記載	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅱ 4①委託内容		ワクチン接種記録システム(VRS)、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を用いた特定個人情報ファイルの管理等を記載	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅱ 6保管場所		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	別添1		3回目、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみを追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅲ 2リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①個人番号を入手する際は ②転出先他市区町村。転出先他市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①「本人から」個人番号を入手する「場合」は ②他市区町村。他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市町村からの接種記録の入手について追加 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について追加。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能について追加	事後	事務の追加のための変更

令和4年3月25日	Ⅲ2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ②転入者の接種記録照会について、「転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた」場合	・左記②を削除 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅲ4その他の措置の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱い	・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱い ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅲ7その他の措置の内容		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能について追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	Ⅲ9従業員に対する教育・啓発	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室デジタル庁	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携		(情報提供)番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、16の3項、(情報照会)番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、17項、18項、19項を追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年3月25日	4.個人番号の利用 法令上の根拠		・番号法第9条第1項 別表第一の10の項を追加	事後	事務の追加のための変更
令和4年12月13日	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する記載の削除			事後	評価書24「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 重点項目評価」を新規作成し、削除部分を記載
令和4年12月13日	I 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号	1. 番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月13日	I 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	次長(兼)健康課長	健康課長	事後	
令和5年3月30日	Ⅱ -5 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法が改正されたため変更
令和5年12月6日	I 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	次長(兼)健康課長	事後	
令和5年12月6日	所在地	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	庁舎移転のため

令和7年2月28日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条1項、別表第一の93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第67条の2	1. 番号法第9条1項、別表の126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2	事後	
令和7年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法別表第二に基づいて、本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種法の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種法の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ⑥健康被害が生じた場合の給付金の支給	事後	
令和7年2月28日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2 3. 番号法第9条第1項 別表の14の項	1. 番号法第9条第1項 別表の126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2 3. 番号法第9条第1項 別表の14の項	事後	
令和7年2月28日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (別表主務省令第2条の表における提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(25、26、153、154の項) (別表主務省令第2条の表における照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項	事後	

令和7年2月28日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 (別表第二主務省令における提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (別表第二主務省令における照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2)	添削	事後	
令和7年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの取扱い 委託 委託事項2 遠隔地保管 ③委託先名	東武デリバリー株式会社	富士倉庫運輸株式会社	事後	
令和7年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの取扱い 委託 委託事項2 遠隔地保管 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	
令和7年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの取扱い 委託 委託事項2 遠隔地保管 ⑤再委託の許諾方法		以下の事項について、委託先から書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託先のセキュリティ管理体制	事後	
令和7年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの取扱い 委託 委託事項2 遠隔地保管 ⑥再委託事項		集配業務	事後	
令和7年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項	事後	
令和7年2月28日	II 6特定個人情報の保管・削除 ①保管場所	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事後	
令和7年2月28日	Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	

令和7年2月28日	Ⅲ－7 特定個人情報の保 管・削除 ⑤物理的対策(具体的な対策 の内容) ⑥技術的対策(具体的な対策 の内容)	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年2月28日	Ⅲ-8監査 ②監査(具体的な内容)	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	
令和7年2月28日	Ⅲ－10 その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	ガバメントクラウドに関する情報を追記	事前	